

社会福祉法人神戸明輪会
女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

令和 7 年 3 月 31 日策定

職員が安心して働ける環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 3 1 日

2. 目標・取り組み内容

目標①：新卒者を毎年 1 名以上（女性を含む）採用する。【活】

（対策）令和 7 年 4 月～若者に選ばれる法人になるための現状確認と課題の抽出
令和 8 年 4 月～若者に選ばれる法人になるための取り組みを検討
令和 9 年 4 月～取り組みを実施

目標②：職員が安心して働ける環境整備を行い、新制度を導入する【活・次】

（対策）令和 7 年 4 月～アンケートを実施し、課題の抽出を行う
令和 8 年 4 月～新制度に向けて課題を検討する
令和 9 年 4 月～新制度の導入

目標③：職員の月平均の時間外労働時間を 5 時間以下にする【活・次】

（対策）令和 7 年 4 月～個々の残業時間を把握し、分析する
令和 8 年 4 月～効率的に事務作業が行えるよう環境整備及び研修を実施する
令和 9 年 4 月～再度、状況を把握し、業務分担を見直す

目標④：男性の育児休業取得率を 30%以上にする【次】

（対策）令和 7 年 4 月～育児休業取得状況を把握し、分析する
令和 8 年 4 月～法人内の周知啓発を実施
令和 9 年 4 月～：男性職員が安心して出生時育休・育休制度を取得できる環境づくりを推進

※【活】女性活躍推進法に基づく取り組み目標、【次】次世代育成支援対策推進法に基づく取り組み目標